



地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)について

独立行政法人国際協力機構(JICA)
社会基盤・平和構築部
国際科学技術協力室

2015.9.17

国際協力機構

本日の内容

- SATREPSの目的、枠組み
- 技術協力プロジェクトについて
- 契約・連携関係／取極め、事業契約
- 経費内容／負担区分
- 募集・選考～事業の流れ
- 留意事項
- 参考資料・情報

SATREPSの目的

我が国の研究機関と開発途上地域の研究機関が協力して国際共同研究を推進することにより、

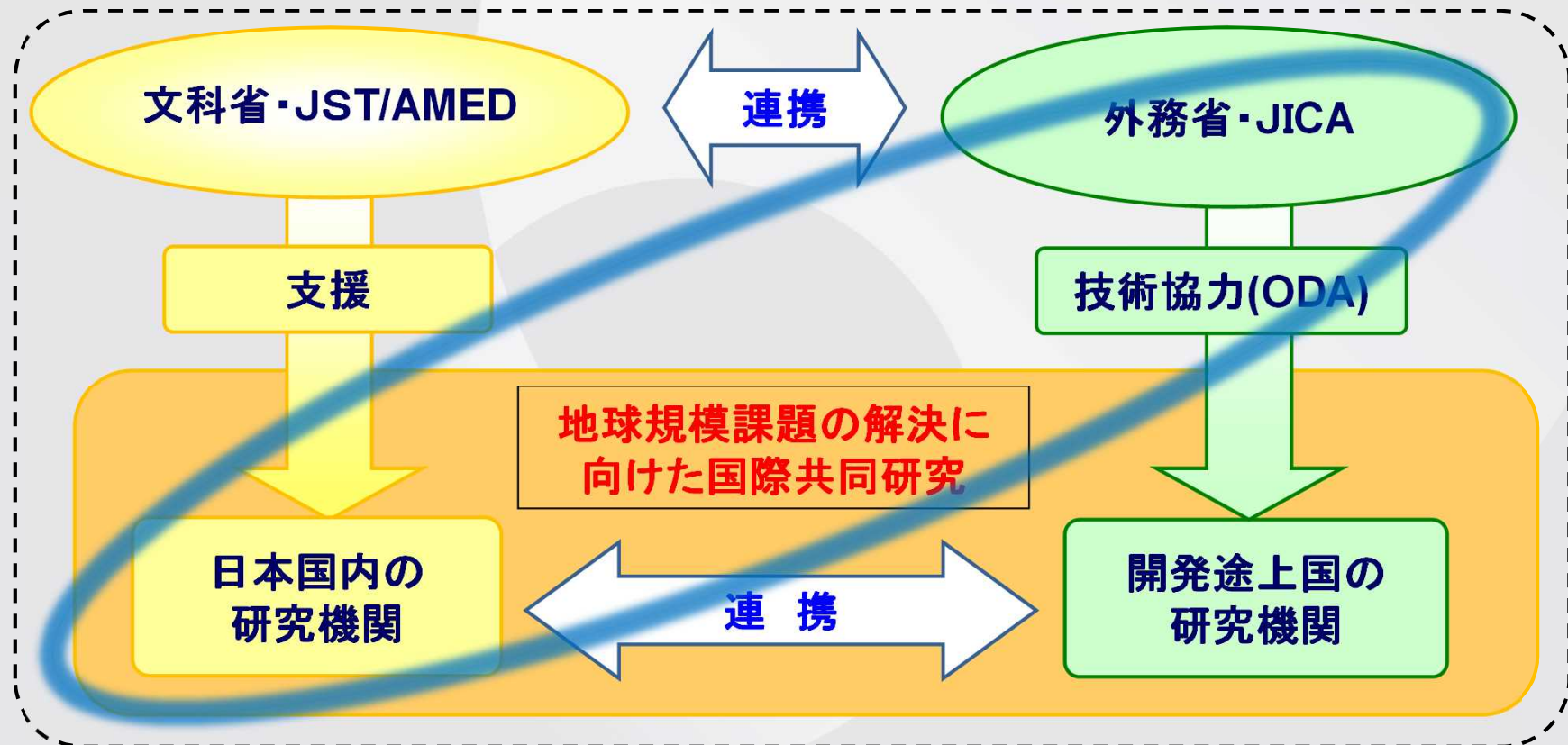
地球規模課題解決につながる新たな知見の獲得及びその成果の将来的な社会実装*を目指すとともに、

開発途上地域の研究機関の人材育成及び研究能力の向上を図ることを目的とする。

* 社会実装＝成果の具体的な社会還元

SATREPSの 枠組み

外務省・JICA と 文部科学省・JST/AMEDが連携して、地球規模の諸課題を対象とする途上国との国際共同研究を推進（ODA事業であるJICA 技術協力プロジェクトとして実施）

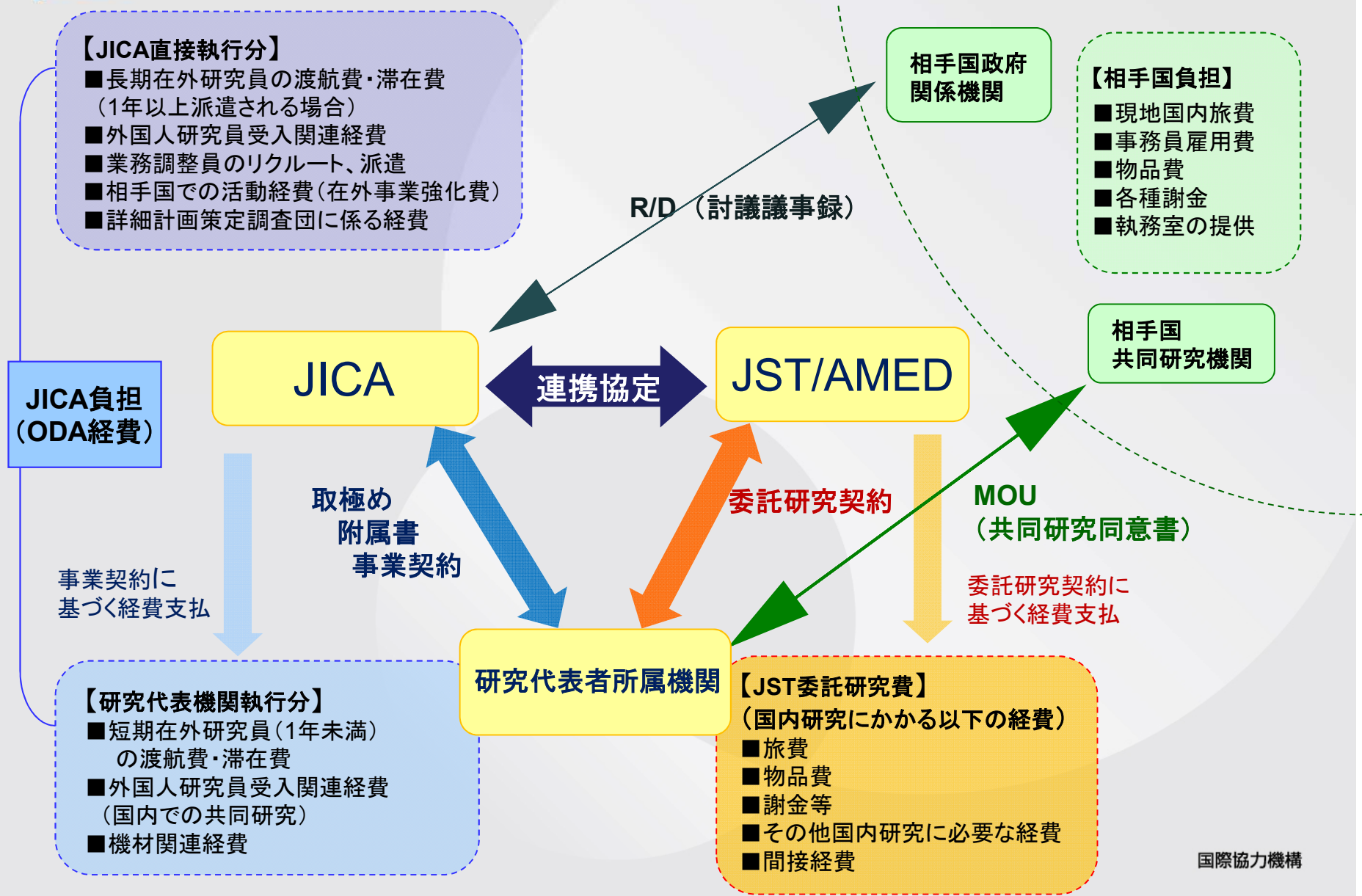


技術協力プロジェクトとは

- JICAの中心的事業形態の一つ。途上国のニーズに応じたオーダーメイドの協力計画を相手国と共同で作成し、日本と途上国の知識・経験・技術を活かして、一定の期間内でともに問題を解決していく取り組み
- プロジェクト期間内に「**専門家派遣**」「**研修員受入れ**」「**機材供与**」の3つの投入を組合わせて実施
- 相手国は免税、滞在許可等の特恵を付与
- 目標、成果、活動、投入をプロジェクトデザインマトリックス(PDM)として整理し、先方と合意
- 成果とその実現のための活動及び投入の因果関係は明確かつ論理的であることが必要



SATREPSの契約・連携関係と経費負担



取極め、附属書、事業契約、 全体計画、年次計画

- 取極めは研究
代表者所属機
関に1つ
- 附属書は案件
毎に1つ
- 事業契約は期
間毎

(取極めの有効 期間
は附属書の有効期間
の最も最後のもの)

取極め

附属書

事業契約

事業契約

事業契約

事業契約

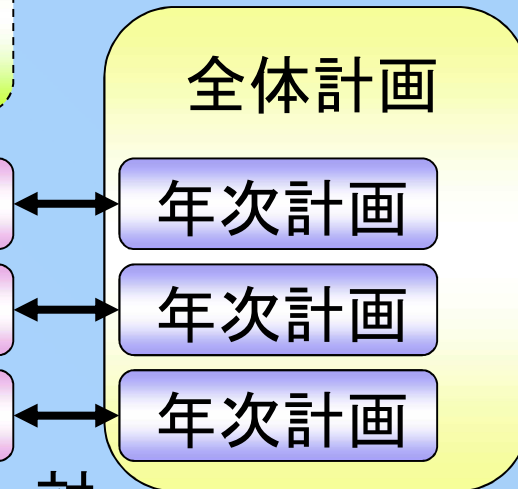
事業契約

附属書

事業契約

事業契約

事業契約



対応

取極めの締結

- 研究代表者所属機関とJICAはSATREPSプロジェクトを実施するための基本的事項に関する「取極め」を締結します。
(双方の責務、知的財産権、安全配慮義務、秘密の保持、損害に対する責任等)
- 取極めは研究代表者所属機関毎に一つ締結します。既に取極めを結んでいる研究代表者所属機関では新たな締結は不要。(個別案件ごとに「附属書」を作成します。)

事業契約

- 研究代表者所属機関とJICAは事業契約を締結します。
- 事業契約は複数年度契約も可能です。必ずしも国の会計年度に合わせる必要はありません。
- 本邦における経費の積算・執行は、原則として研究代表者所属機関が当該機関の諸規程により行い、同機関が経費の執行及び経費の額の確定に関する責任を有します。なお、JICAは、研究代表者所属機関の関連規程を確認します。
- 精算は事業契約ごとに行います。証拠書類(原本)の管理・保管は研究代表者所属機関とし、JICAへの精算報告においては、当該書類の原本証明を付した証拠書類の写しを提出していただきます。



JICA事業経費・JST/AMED研究委託経費

- **JICA事業経費：年間6千万円**
(期間中総額で**1.8(3年間) ~ 3.0億円(5年間)上限**)

- * **間接経費なし**

- * JICAが執行する経費を含む

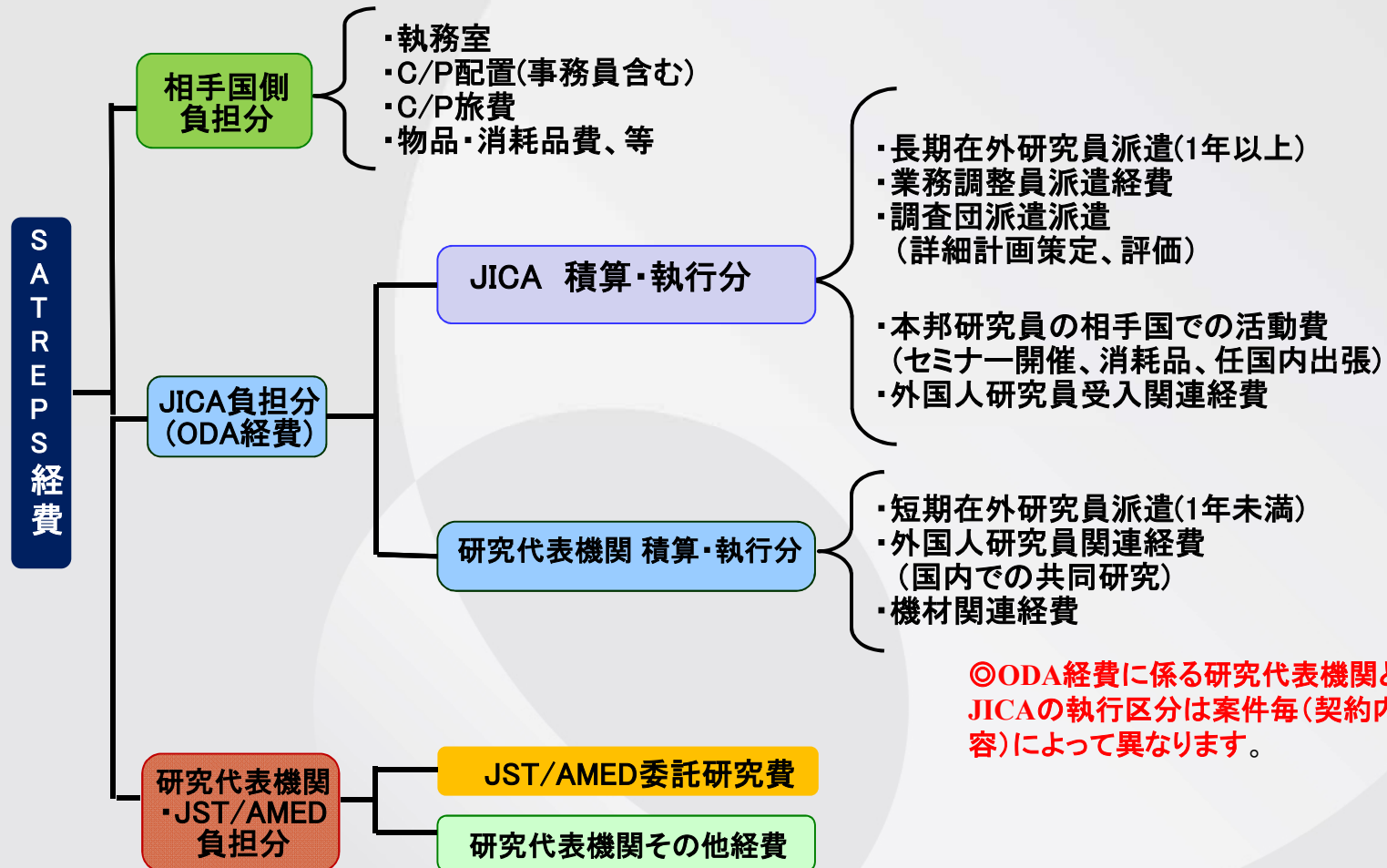
- (ただし、業務調整員、各種調査団の派遣経費を除く)

- * 予算状況等により変更・調整が必要となる場合あり

- * 研究提案書において上限を超えた提案となっている場合、
詳細計画策定調査までに調整する

- **JST/AMED研究委託経費：**
年間3,600万円程度【間接経費を含む】
(5年間の計画で総額1.8億円程度)

SATREPS経費の構成



研究代表機関が管理・支出する経費

1. 在外研究員派遣費(短期／1年未満の場合)
 - ・日本から短期派遣される研究者の航空賃、旅費
2. 外国人研究員受入費
 - ・「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」を準用し計算した額、研究代表機関及び共同研究機関以外の者による技術移転教育経費
 - ・航空賃、旅費などの受入関連経費(受入手続きを研究代表機関が行う場合)
3. 機材費:相手国に供与される機材関連経費
4. 業務諸費:事務経費等(上限額あり)

◎詳細は、事業契約内容によって異なります。

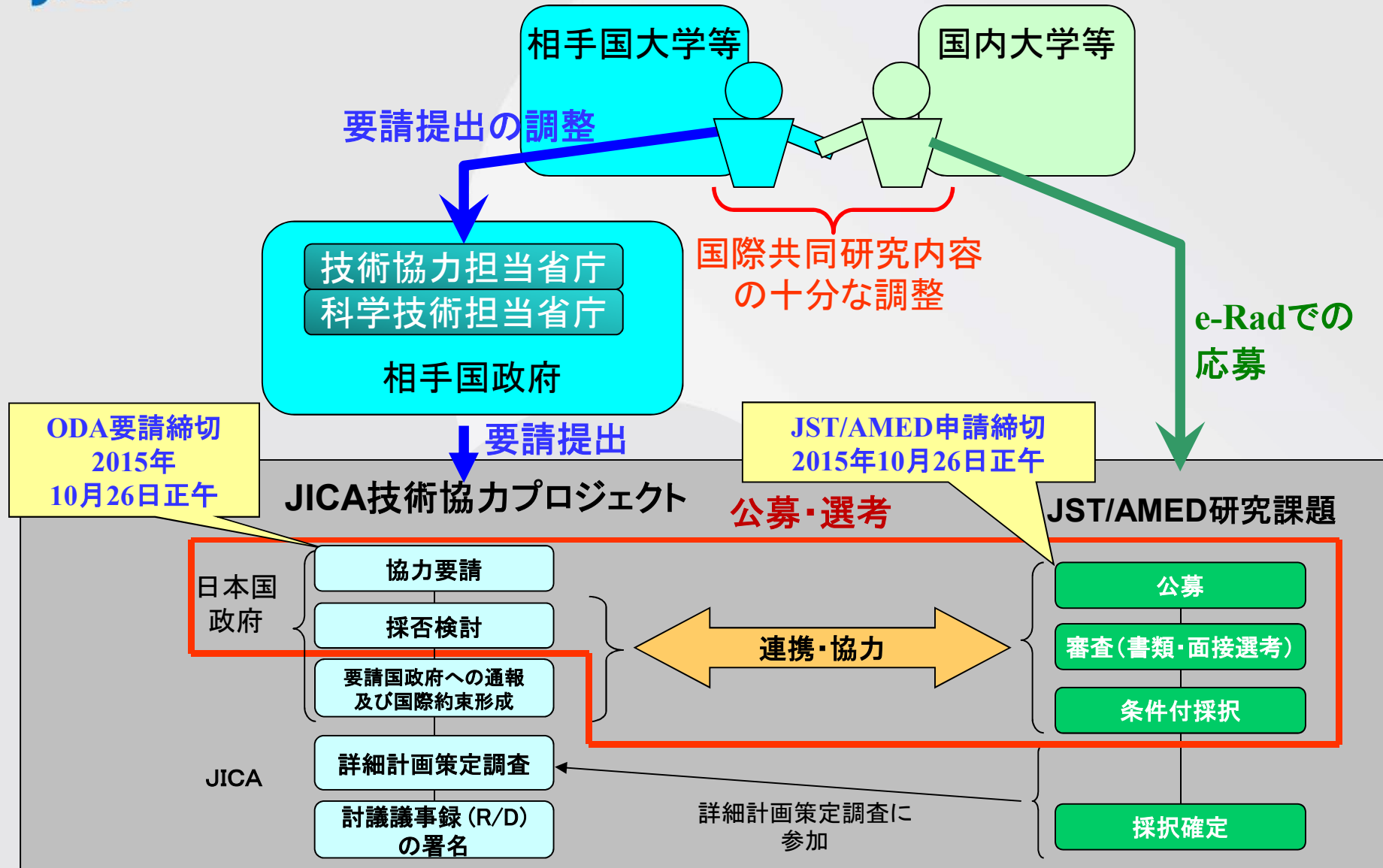
相手国負担の原則

- ODA事業では、相手国側の自助努力や案件終了後の持続性を重視し、原則相手国側負担としている経費があります。相手国側も含む全ての経費をJICAが支援するのではないことを、予め相手国側関係者に理解しておいてもらうことが重要です。

〈例〉

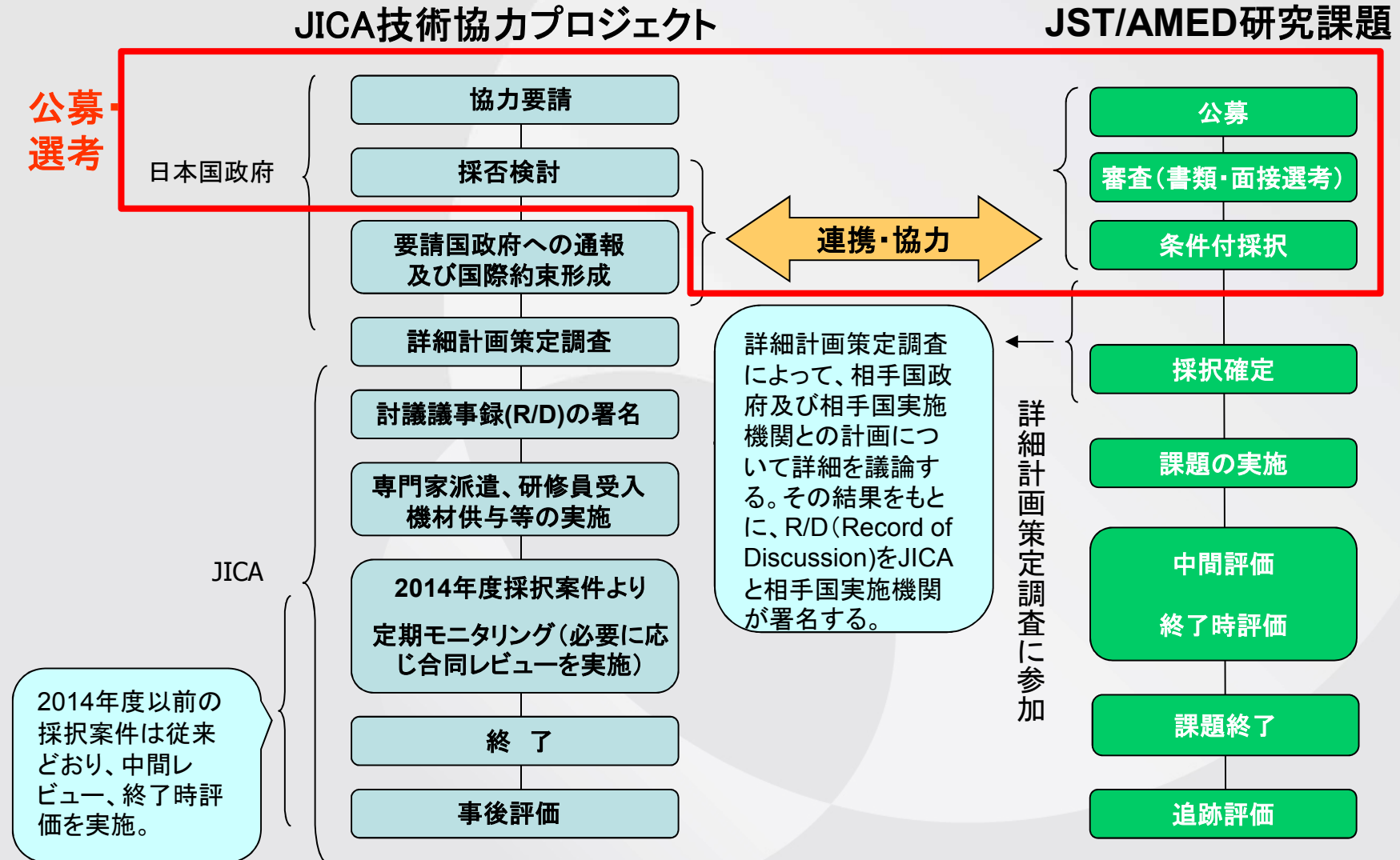
- 1) 相手国研究機関研究者及び関係者、当該研究機関が直接雇用している人員にかかる経費
- 2) 共同研究の活動拠点となるプロジェクト事務所に要する経費
- 3) 相手国側研究機関研究者及び関係者による通常業務や研究上必要な相手国内出張にかかる交通費・旅費(日当・宿泊費)
- 4) 日本側研究者が関与しない、相手国側研究機関のみで実施される研究活動に使用される備品、消耗品及び設備費等
* なお、研究に必要な設備・資機材についても、相手国側による負担や既存の設備・資機材の活用を求め、真に必要な支援に絞り込みます。

募集・選考の流れ(2015/16年度)



※相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断され、選考対象になりません。

事業開始から終了後までの流れ(概要)



応募のあたっでの留意事項 (1)

- **相手国研究機関との十分な内容のすり合わせ**
同床異夢にならないように
- **相手国に対する資金供与ではない点に留意**
人造り・組織造り、自助努力支援(先方負担あり)
- **相手国研究機関の状況をよく確認**
人材はいるか、予算はあるか、権限はあるか
- **相手国内における手続き内容・期間の確認**
手続き・所要日数等について関係機関への確認が重要
(提案と要請のマッチング率:約80%)
- **社会実装の構想・具体化の道筋を明確に**
研究成果の社会還元はODA事業として不可欠であり、具体的な関係機関も計画段階から明示されていることが重要

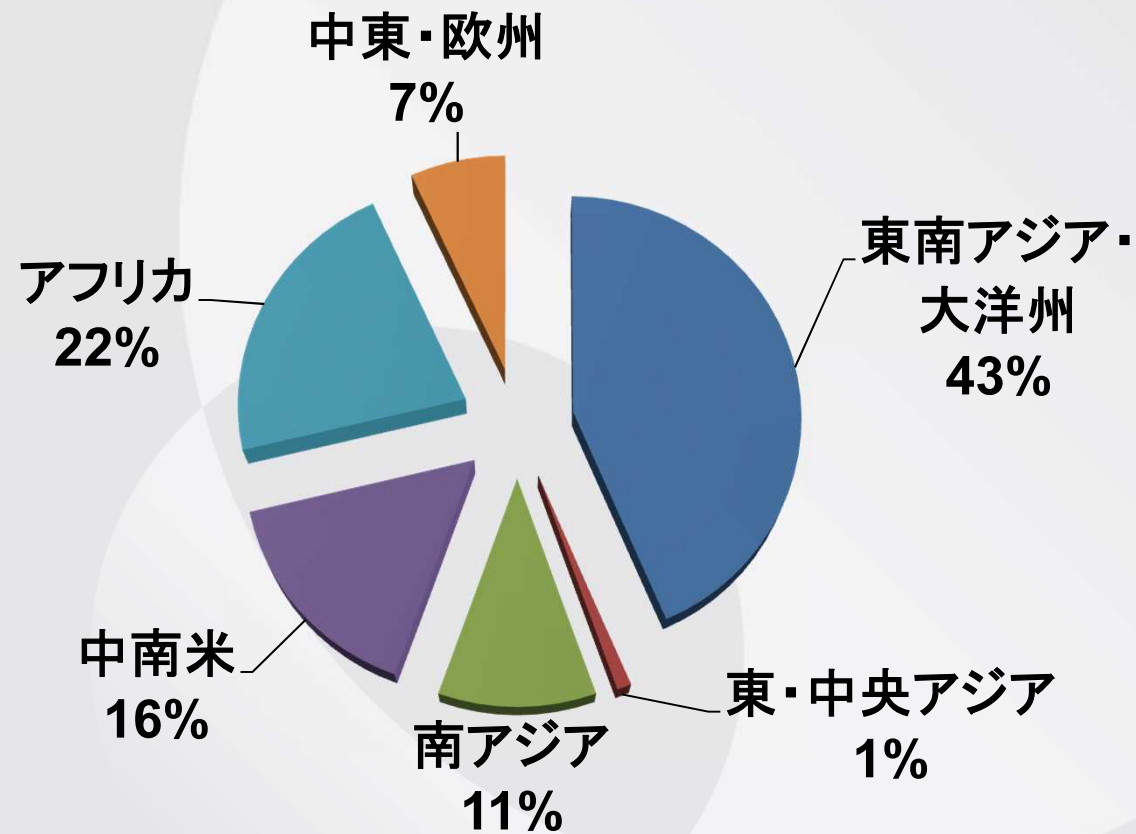
応募のあたっでの留意事項 (2)

- ・ **本邦研究機関にも様々な負担あり**
事務・支援部門との十分な調整が必要
- ・ **調達から終了後までを考慮した供与機材計画**
 - 本邦調達: 研究代表機関が調達(購入～輸送まで)
 - 現地調達: 特殊な機材のJICA調達は困難
- ・ *** プロジェクト終了後の相手側維持管理能力(コスト、体制)の確認**
- ・ **JICA予算措置上の制約(人件費、間接費なし)**
日本側研究者(特に民間企業)の人件費補てんがないことに留意
- ・ **ODAの視点に留意した提案内容の検討**
AMED公募要領 ODA関連部分(III及び様式13等) 参照
- ・ **現地訪問の際には、大使館やJICA事務所への案件内容説明等の情報共有をお願いします。**

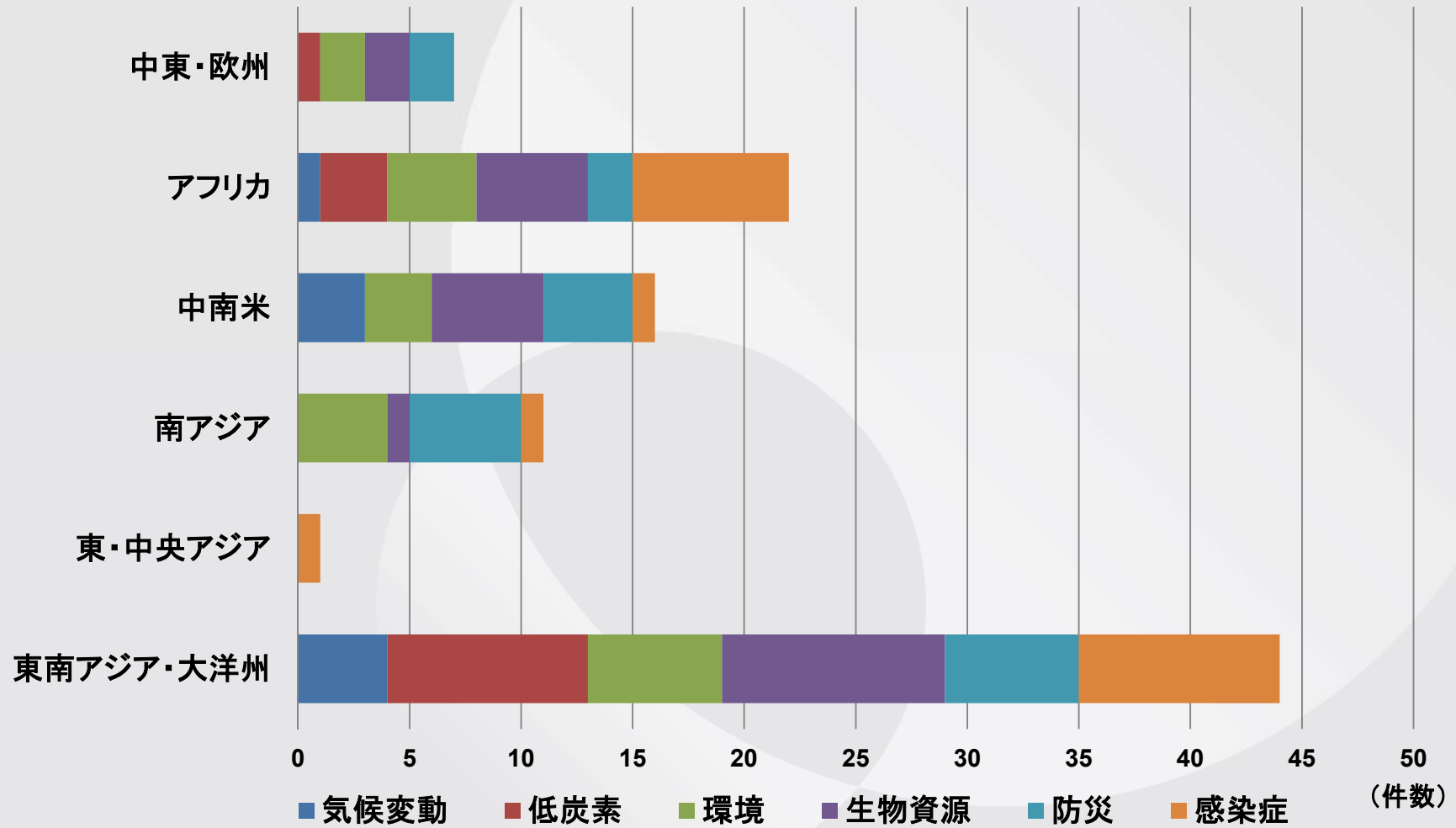
参考：年度別採択案件数（分野・領域別）

年度／分野	環境・エネルギー			生物資源	防災	感染症	合計
	気候変動	低炭素	環境				
2008	4		3		3	2	12
2009	4		2	6	4	4	20
2010		4	4	5	2	2	17
2011		3	1	2	2	2	10
2012		1	2	3	1	1	8
2013		1	3	1	2	3	10
2014		2	1	2	2	3	10
2015		2	3	4	3	2	14
合計	8	13	19	23	19	19	101

参考：採択案件（101件）の地域別割合



参考：地域別 分野・領域内訳



参考資料(手引き・ガイドライン等)

JICAホームページ上で、事業概要やFAQのほか、プロジェクト実施の手引き、事業契約ガイドライン、取極め・附属書・事業契約書様式等を公開しています。

応募の前にご一読をお願いいたします。

<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/index.html>

その他お問い合わせは eigst@jica.go.jp まで

ありがとうございました。